

紀美野町第4回定例会会議録

令和4年12月6日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火）午前9時00分開議

- 第1 議案第94号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について  
第2 一般質問
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良裕光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
----	----

町 長 小 川 裕 康 君  
副 市 長 細 峪 康 則 君  
教 育 長 東 中 啓 吉 君  
消 防 長 家 本 宏 君  
総 務 課 長 坂 詳 吾 君  
企 画 管 財 課 長 中 前 貴 康 君  
住 民 課 長 東 浦 功 三 君  
税 務 課 長 坂 昌 美 君  
保 健 福 祉 課 長 森 谷 善 彦 君  
産 業 課 長 吉 見 將 人 君  
建 設 課 長 米 田 和 弘 君  
教 育 次 長 曲 里 充 司 君  
会 計 管 理 者 太 田 具 文 君  
水 道 課 長 長 生 正 信 君  
ま ち づ くり 課 長 湯 上 増 巳 君  
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳) 君  
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀 君  
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

○議長（伊都堅仁君） 本日執行部から議案第94号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査をいただいた結果、本日の日程に追加し、本日は説明のみとして、13日予定の本会議において審議、採決を行うことになりましたので報告します。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第94号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第94号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について、議題とします。

説明を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） おはようございます。

それでは、本日追加で提出させていただいた議案書の1ページをお開きください。

議案第94号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度紀美野町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,448万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出 紀美野町長 小川裕康

今回追加させていただく補正予算は、国の第2次補正予算で全ての出産家庭に合計10万円を支給して、妊産婦の伴走型支援につなげる出産・子育て応援交付金事業が盛り込まれました。

については、本町においても実施するため、その事業に要する費用について計上するも

のでございます。

出産・子育て応援交付金事業は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、妊娠期から出産・子育てまで、身近できめ細やかに相談に応じ、必要な支援をつなぐとともに、経済的支援を一体的に行う事業でございます。

具体的には、本町では現状においても妊娠届や出産届の後、保健師は妊婦やお子さんの健康状態を確認したり、各種の母子に関する制度や事業について説明しているところでございますが、新たに国が示したアンケートを実施し、その回答を基に一緒に状況確認するとともに、妊娠届や出産届の後の母子との面談後、それぞれ5万円を現金給付いたします。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお願いします。予算説明資料は1ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金で、出産・子育て応援交付金で236万円の増額補正です。事業費の3分の2が補助されるものでございます。

16款県支出金、2項3目衛生費県補助金は、出産・子育て応援交付金で59万円の増額補正で、事業費の6分の1が補助されます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は59万1,000円の増額補正で、町負担分に対して基金を活用するものでございます。なお、事業費の6分の1は町負担となりますが、地方交付税で措置される予定となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

歳出でございます。

4款衛生費、1項4目母子衛生費は、354万1,000円の増額補正です。給付案内に係る超過勤務手当、消耗品、郵便料などの事務費及び出産・子育て応援給付金335万円です。

給付金は妊娠届や出産届の後、母子との面談後、それぞれ5万円を現金給付しますが、対象者は令和4年4月以降に妊娠届・出産届のあった世帯となります。既に妊娠届を提出された方については5万円、出産された方については、妊娠届時の5万円と出産届時の5万円を一括して10万円遡って給付する予定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第94号の説明といたします。よろしくお願いま

す。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長 (伊都堅仁君) 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は4人です。

それでは、通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

初めに、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) おはようございます。それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、小規模太陽光発電(50キロワット未満)についてお聞きしたいと思います。

今、事業があちこちで行われているわけですが、この中で地元との関係が非常にこじれてるといいますか、問題があるということが言われています。私、今日は動木の案件と、それから福井についてお聞きしたいと思います。

動木については、以前、メガソーラーが樫河池の上に造られるということで大きな問題になりました。それに関係した人も入って、今回の小規模の開発も手がけられているようであります。

紀美野町としては、そういう中でできる限り住民の方々が安心できるようにと、そういうことで条例がつけられました。しかし、その条例のところと、それからこの太陽光発電については、FITという法律、こういう法律の下に行われております。経産省の関係ですよね。これのところの関係をうまく見ながら、安心してやっていただけるようにどうするかということが紀美野町としても考えて、そして住民の方々に安心してもらえると、そういうことにならなきゃならないというふうに思うわけですが、ここでも、事業者は2回の説明会を持っています。これは条例に基づくものですね。そのときの説明の中で、番地については、細かくなってまいりますので置いとくとして、

住民から声があるからということで、これは回覧板ですか、何かそういうお知らせが回ったらしいんですけども、こここのところで住民の方々の安心してもらえるようにということで、土地を新たにしようとしたけれどもということで出てきたという土地が2件あります。しかし、その2件については、結局、既にもうIDも取っていると、経産省の、そういう土地であったということで、これは一体どういう意味なのかと、こういうふうな方がかえって不信を持たれるというふうな状況にあるように思います。

それから、これは当然、パネルを貼っていくんですけども、風の強いところであるということで、そこで飛ばされれば大変なことになると、周辺の方々の家にこのパネルが飛んでいけば、破損の問題もあれば、また感電という問題も出てまいります。

そういうことで、十分な工事がされなきゃならんわけでございますけれども、これについて引き抜き、要するに大きな杭ですけども、ドリル状になって、らせん状の、そういう杭が打たれるということなんです、これについて、計画では2メートルのものが入るということにあるようなんですが、実際にそれが1メートル60センチですね、こういうもので実験ということで出てきたということなんです、こういうようなところで、それがどういうふうになってくるのか、2メートルのをやるということならば、2メートルのものが出てこなきゃならんわけでございますけれども、その辺の意味等も非常に住民の方々が不安に思われてるということでもあります。

こういうふうなことの中で、やはり紀美野町として安心してもらえるようにどうしていくのか、指導はどうしていくのか、何にしても、せつかく皆さん方が安心して住んでられる、その地域にこういうものができてくるということについては、町としても安全に暮らしてもらおうための責任というのは当然あるわけございまして、それについてまずお聞きしたいと思います。

それから、福井なんですけれども、こここのところで1件、できてから、ここでは覚書というものが交わされています。しかし、その中で光がまぶしかったら、それに対して業者は対応すると、こういうふうにならわっているわけでございますけれども、今年の3月から8月の頃に、そういうことで、非常にまぶしいということが、全地域に起こらへんのです、限定的にあったんですが、これについて、会社のほうに申し入れたけれども、それについては対応がなかったと。これが1件あります。

やっぱり、こういうことについては、きちりと守っていかなければ、覚書なり、協定書を結んでも、非常に不安であると。今後、いろんな問題が、こういうふうな業者が

うちの町のほうにも来るとは思いますけれども、そういうことについて、その対応を、覚書等もあることですから、当然、町のほうもそれについての業者との話し合いがあったというふうに思います。そういうことで、そのことについての、住民の方々の安全・安心を守るという立場から、町の考えをお聞きしたいとします。

次に、資材の高騰による経営に非常に困っておられる農家の支援についてお聞きしたいとします。

今、非常に国際的な問題があって、肥料や農薬、それから燃料と、こういうものが高騰する中で、今、農家の方々も大変困っておられます。しかも、今、柿農家においては、さらにそれに加えて、今年は炭疽病とか、カメムシの被害というふうなことも起こっているようでございます。そういうふうな大変な状況の中であるわけでございまして、物価高騰、この肥料、農薬、これらの高騰に対して離農を進めない立場から、町としても対策が必要ではないかと思えます。それについてお聞きしたいとします。

次に、町の業務の外注についてお聞きしたいとします。

最近、教育関係の4業務と天文台のバンガローの管理について外注するということが、そんなことが起こってきています。紀美野町は人口対策として、Iターンを迎え入れようと、紀美野町にたくさんの方が入ってきてもらえるようにしようということで対策を練って、また、まちづくり課という課も設置して頑張っています。そういう中で成果もでてきているということでもうれしいことでもございますけれども、その方々がやはりこの町に来て、仕事がなければやっていけないというふうなことがあるわけでございまして、中には、その仕事のことから、また、一旦来たけれども、出ていくという方もあったように思います。そういうふうなことで、できるだけ町にお金をどう落とすのかと、そういうことが、どこの市町村でも考えているところかというふうに思います。国からの金をどういうふうに町に落とすのか、そういうふうな観点からして、そういうやっもらえる方々、よく分からんで、そんな仕事があるのかというふうに、後から思われる方もあるようでございます。そういうことから、積極的にやっもらえる、そういう業者を育成するというふうな観点からも進めていかなければならないかというふうに考えます。見解をお聞きしたいとします。

次に、天文台についてお聞きしたいとします。

総務文教常任委員会で、この天文台へ視察をさせていただきました。以前から気になってるんでございますけれども、進入路が既に狭いと、そういうことが大変心配です。

以前は、上がり小口というんですか、入り口のところでガードレールを曲げてしまうような事故もあったようでございますけれども、そういうふうな来訪者の方々は夜に来られると、そういうふうな方が多いかというふうに思うんです。非常に狭い道であるということで、対向とか、対向がために脱輪ちゅうようなことも起こる、そういうおそれもあるんですけれども、やっぱりそういうことで対策をしておかなければ、天文台に対する、そういう評価にも重なってくるかと思えます。そういうことで、道路の安全対策ということでお聞きしたいと思えます。

次に、支所における期日前投票、これについては、何人かの方々が質問をしてみましたけれども、期日前投票が現在衆議院と、この間の県知事選挙と2回投票が行われました。やっぱり、以前から言われ、また聞いてるんですけれども、投票日に行くというのは、たくさんの方が座ってられて、選管の方々や、また一般の方も座ってくれています。そういうふうなことのところで、その前を通っていくということは、気恥ずかしいとか、そういうことで、もう一度、着るものも、装いも正していかなきゃならんというふうなことで、気を遣われる方もございます。そういうことで、期日前投票ならば、座ってられる方々も少なく、非常に行きやすいと、そういうことで言われる方があるわけでございます。町としても、投票率をどう上げるのかということで取り組まれてるということと思えますけれども、そういう観点からしても、この期日前投票というのを支所におきまして、回数を増やしていただけないのか、そのことについてお聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうから美濃良和議員の1問目「小規模太陽光発電について」の御質問にお答えいたします。

紀美野町では、令和4年1月1日から再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例を施行し、現在14件の事業計画の届出がでございます。

動木地内の太陽光につきましては、事業計画の届出はされてはおりますが、いまだ着

工には至っておりません。

議員御指摘の中のF I T認定のいかんにつきましては、条例による事業計画の届出の要件にはなっておらず、現にF I T認定を受けず、企業等へ直接売電を行う非F I T方式により実施する事業者が増えてきております。

したがいまして、F I T認定の有無にかかわらず、事業計画を届け出た事業者は、設置者として、条例に基づいた手続をし、住民理解に努め、工事中はもとより発電事業期間も全ての責任を負うこととなります。

しかしながら、F I T認定を受けている場合は、事業実施者として認定を受けているわけでございますので、F I T認定者と事業計画上の設置者は当然同一であるべきと考えます。相違がある場合は合理的な理由がない限り、事業者に対し事業計画の変更手続をするよう指導しております。

動木地区の件では、説明会において、当該事業区域のF I T認定に係るI Dの名義が、設置者と異なっていることについての質問があり、変更申請中であると回答しているにもかかわらず、いまだに名義が変わっていないことについては、住民への説明が必要であると考えますので、その点については、その旨事業者には伝えております。

また、福井地区の件につきましては、条例施行前に着工したものでございますので、条例の規定による規制の対象とはなっておりません。また、合意書につきましては、福井地区と事業者で取り決めたものであると思われ、そこに町の関与はございません。

しかしながら、生活環境を著しく阻害されているのであれば、住民の方が困っていることを事業者に伝え、対処してほしい旨申し入れることはできますので、御相談をいただきたいと、そのように思います。

以上、答弁いたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、私のほうからは、美濃議員の2番目の「資材高騰によって経営に苦勞する農家の支援について」の御質問に、お答えさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰に加え、円安による輸入物価の上昇は、様々な物の値段の上昇につながり、農家にとっても負担が増加していることは認識して

ございます。議員がおっしゃられるように様々な要因に加え、物価の高騰は離農を進めないかとの御質問でございますが、当町の離農の主な原因は、高齢化と担い手不足によるものでございまして、物価高騰は、これを加速する可能性があるものと危惧してございます。

農業を守るための支援対策としまして、国では燃料油価格激変緩和補助事業や今年度に肥料価格高騰対策事業などによる支援が行われます。また、当町におきましても紀美野町農業経営支援事業により、農機具の購入や農地の改良、農薬の購入補助など15項目もの支援を町独自で続けているところでございます。

また、最近の物価高騰に対応しまして、令和4年度よりメッシュ柵設置補助の単価の増額、獣害捕獲用檻の購入補助の上限の増額、認定農業者が対象の農薬購入補助につきましても上限を増額するなど、支援を拡充してございます。

町としまして農家を守ることは、大切であると考えてございますので、今後におきましても必要な支援策を提案してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、「資材の高騰によって経営に苦勞する農家の支援について」の御質問の答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の「町の業務の外注について」、「天文台来訪者への安全対策について」お答えさせていただきます。

まず、町の業務の外注についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、学校教育支援員業務・学校校務員業務・車両運行管理業務・学童保育業務の4業務を令和5年度から3年間、行政事務等包括業務委託を行うことについて、本年9月議会に債務負担行為を御可決いただいたところです。

また、星の動物園バンガローについては、令和5年度より5年間、指定管理による運営を開始するため、本定例会へ指定管理者の指定についての議案を上程しているところです。これらの民間委託については、サービスの向上や業務の効率化を図るため実施しており、募集については、一般公募を行い、条件を満たす事業者から提案をいただき、選定を行ってきたところです。

行政事務等包括業務委託と星の動物園バンガローの指定管理については、地元貢献や

地元雇用を条件に応募を行いました。町内事業者からの応募提案はありませんでした。

現在の事業実施のための職員の確保には、非常に苦慮しており、人口減少による新たな人員確保の困難さが年々増すものと考えられます。

今後も、地元貢献や地元雇用などを条件とし、民間事業者を活用してまいりたいと考えております。

以上、「町の業務の外注について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃議員の「天文台来訪者への安全対策について」お答えさせていただきます。

みさと天文台は、リニューアルオープン前までは来台者数が集中すると、駐車場が車であふれ、また上る車と下る車の対向が頻繁にあり、脱輪トラブルなどもありました。

しかしながら、令和3年7月7日にリニューアルオープンしてから、コロナの影響もあって、事前予約制により人数を制限した営業を現在も行っているところでございます。事前予約制のため、予約者のみがスムーズに天文台へ御来場いただけるよう、土曜日、日曜日については警備委託を行い、天文台までの2か所において交通整理を行っております。

また、沿道の樹木伐採を行い、見通しをよくすることにより通行の安全確保対策も行っているところです。さらに、沿道に桜や紅葉を植えて景観美化にも取り組んでいるところでございます。今後も、より多くのお客様に気持ちよく御来場いただけるよう、引き続き対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 選挙管理委員会書記長、坂君。

(選挙管理委員会書記長 坂 詳吾君 登壇)

○選挙管理委員会書記長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、美濃議員の5番目の「支所における期日前投票について」の御質問にお答えいたします。

美里支所における期日前投票の実施は、今年の7月に執行されました第26回参議院議員通常選挙と、先月の和歌山県知事選挙の2回となります。いずれも、投票日前日の土曜日のみ実施しました。実績につきましては、参議院議員通常選挙が89人、和歌山県知事選挙が104人の投票がございました。町内全体における期日前投票の投票者数は、選挙を重ねるたび増えている状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症

対策としても、期日前投票の制度は大変有意義であると考えてございます。

また、現在、町内には、21か所の当日投票所がありますが、人口減少に伴い選挙人が50人に満たない投票所があります。投票所運営における人員不足等の観点からも、地域の御理解をいただきながら投票所の統合を検討していかなければならない局面であると考えてございます。

今後は、美里支所の期日前投票は継続しつつ、開設日を増やすことを検討していきませんが、このことにより、投票管理者、投票立会人及び事務従事者の負担増につながります。選挙人の皆様に、期日前投票をより一層御活用いただくこととともに、当日投票所の見直しを検討していくことも大切であると考えています。町全体の投票所運営を総合的に考慮し、かつ慎重に検討を行っていきたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、「支所における期日前投票について」の答弁とさせていただきます。

(選挙管理委員会書記長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず初めに、この小規模太陽光発電ですね、このことについて、この業者に対して、変更についてはもう一度説明会を持つように、伝えると、こういうふうにおっしゃられました。

このFITと、それから町との関係なんですけども、これ、FITと町との関係がないというのはおかしいんですね。どちらもなければ、FITもやってなければ業者はできないし、申請してIDをもらっていないければ事業はできないし、町としても、この条例にあるように、最低のことについては、やらなければならないことになってるかというふうに思います。

それについて、やっぱりその辺は双方見ながらやっていかなければ、住民の方々の安心が守れないということになるんじゃないですか。この変更届についての説明会を指導ですね、このことについてもう一度お聞きしたいのと、それから福井について、条例があろうとなかろうと、住民の困っている方々に対して、町としては安心・安全を持ってもらうように、これは指導していきなきゃならん、そういうことにはなるんじゃないで

すか。これはもう、条例前だから、町は知りませんよって、そんなことは言えんわけでしょう。

そしてもう一つはこの説明会なんですよ。説明会を条例ではどこまでという範囲ははっきり決めてませんね。前に、そのことについてお聞きしたら、それはものによって違うから、ものによって決めていくと、こういうふうなことでありましたけれども、これについてどういうふうなことを基準に考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点、条例とFIT法の関係でございます。

先ほども申しましたとおり、条例にはFIT認定の有無にかかわらず、そこで事業をするものにつきましては、かかってきます。実際に、FIT認定を受けず、大企業に、固定買取制度を使わずに大企業に直接売電をするというケースも増えてきております。この場合は、FITとは全く関係はございません。ですが、FIT認定を受けておる場合は、FIT認定の名義者が事業実施者として認定を受けているわけでございますので、そのところは整合性が、同一であるべきだと考えております。ですので、違っていた場合は、事業者の説明を求め、もしFIT認定の名義と事業実施者の届出が違うのであれば、また一から条例上の変更の手続をしていただくということで指導してまいります。

もう1点、土地の変更の件につきましては、事業者のほうから変更協議申請、事前協議が出ております。法的に違反しておるとか、そういうことが各課照会によってございませぬので、それについては変更事前協議ということでは受けております。ですが、この後、条例に基づいて対象地域への説明が義務づけられておりますので、それは必ずするように指導しております。

それから、説明会の範囲でございますが、説明会、条例にもありますが、その隣接する自治会、地区となっております。ですので、そこでは隣接をするところ、事業区域の中にあるところを含め、その当該区長さんと相談をして、どの地域にするか、全域にするのかということ協しながら範囲を決定しております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今言われてる売電と、売電以外の、最近増えてきてると、そういうのは私もそういうもんで読んだことございますけれども、それはもう私は聞い

てませんし、今はそのことについては関係ない話で、今起こってる、その売電について、このことについてお聞きしてるわけでございます。

このことについて、状況変わってきた場合の変更の手続をさせるとか、そういうことについて、町としてはもう少し踏み込んで、実際のところ、私はこの業者に対して、私も不信持ってます。去年のことからですよ、あのときにも質問したように、非常に説明会でも横暴なように感じました。また、メガソーラーですね、以前樫河池にあった、あのメガソーラーに関わった方も入ってる、そういうふうな開発が今進められていると。そしてまたもう一つは、うちとして一番困るのが、国の規制緩和なんですよ、ゼロカーボンとか、そういうふうなことを進めるために、これ見てたら、少し問題があっても、やってまえていうふうな感じをするような国の方向があるんじゃないかと、このように不信に感じます。その中で、町が住民の方々を守るという、そういう大変なことをやっていたかなきゃならんと、そういうふうなことでありますから、いろいろ担当の方も苦労されている、それは分かります。でも、やはりあくまでも住民の方々の安全・安心を守る、それから動木の今言ってるところの開発は、これは動木だけじゃないんですね、例えば、この役場におっても光るものを感じることもあるんじゃないですか。かなり広いところに影響あるというように思うんですよ。そうなってくると、住民の方々の同意ということになってくると、もっと広いもんになってくる。また、うちの役場に来訪者、県外からも来る方もございますでしょうし、そういう点からの指導を強くやっていかなきゃならないというふうに思います。

それから、今言うところの、具体的には説明会の持つものについて、もう一度説明を願いたいと思います。

それから、隣接自治会についてということでもございましたけれども、自治会というのは、うちで言うならば字というふうに理解してよろしいんですか。そうなってくると、かなり広いところも含めて、そういうふうに見とかんと、できてしまってから、おまえらだけ賛成してもうて、どうよってことになってきては困る、そういうこともあると思うんでございますけれども、その辺のところについての決め方というんですか、それはどうなっていますか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君）                      町長、小川君。

○町長（小川裕康君）                      美濃議員の再々質問に対して私からもお答えをさせていただきたいと思います。

紀美野町は昨年の12月に、議員も言われたように条例整備をいたしました。他の市町村に先行して条例整備したのは、その大きな目的というのは、この豊かな自然を守ると、そして住民の安全で安心な生活環境を守りながら、再生エネルギーとの調和を図っていくという大前提、大きな目的を持って条例整備をしました。この条例に基づいて、いろんな手続を進めておりました、動木の今の檜河池の下流の案件もそのとおりでありまして、近隣の住民に対して説明して、しっかり理解をいただいた上でっていうことで、それで最初の計画を受理したというのは今の現状であります。

その中で、計画と実際、先ほどもおっしゃられたように、試験をしたときに計画では2メートル、しかし試験は1メートル60センチということで、値が足らなんだということは、それは事業者に対して皆さんに納得できるような資料も出してくださいということもしっかり指導しておりますし、要はFIT認定後をということで、住民の皆さんに説明したことをしっかりと実行してくださいね、それが実行されていないということであれば、事業者と住民との信頼も崩れてしまいますよということは大きなことでありますので、住民の方に説明したとおりのことをしてくださいというのは、強く指導するというのでございますので、そこは議員さんにも御理解いただきたいと思っております。

二つの、土地の案件も議員言われましたけれども、それについても、必要な手続ができていないのであれば、条例に基づいて手続をした上で進めてもらわなければ、町としてはそれは認めることはできないということでもあります。

ただ、町とすれば、許認可権は持ってないというのは議員も御承知のことではありますが、条例に基づいて、その手続に基づいて、住民の方々にしっかりと説明して理解をもらってくださいということを強く指導しているところであります。

もう1点、議員からは福井の件も質問ございました。福井の件は、昨年の8月、9月ということで、条例の制定前でありますけれども、条例の制定前ですから、町は知りませんということはありません。この目的は住民の安心・安全を求めているものでありますので、条例制定前にできた案件であっても、そこは覚書で交わしていることが守られていないということであれば、強く指導をしまいたい、このように思って、いずれにしても、昨今、あちこちで小規模太陽光が設置されているというのが現状でありますけれども、近隣の方々の、住民の方々の安心・安全を守るためにしっかりと説明をしていただくということを強く事業者に対しては指導をしまいたいと思います。

隣接のということも質問もいただきましたけども、隣接の自治会ということで、紀美野町は自治会というのは、全部で64の自治会、地区で一つの自治会を構成しているところもありますし、例えば、かしこ団地であれば、住所で言えば小畑、動木でありますけども、自治会とすれば、かしこ団地自治会ということで、64の自治会がありますので、そういうことで御理解いただきたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、動木のことは、条例に基づいて手続の指導をされるんですか。これは、そうなってくると、一旦これは止まるということになるんですか。この辺についてはどうでしょう。

それから、福井について、今条例前のことについても、町は知らんということではなしに、それに対応していただけるということでございますけれども、今言った福井集会所周辺のものについては、これは条例制定後なんですよ、今初めて具体的に説明会を持ったようなんですけれども、さきに言いましたように、これはもう集まった住民の皆さん方の1回目は反対が強く解散になったようなんですけれども、2回目のときには、今日は同意求めに来たんと違うんやと、あんたらに説明するだけやというふうな、そういう非常に強い態度で出てきたようであります。最終的に、これはもうよく分からなかったということなんでしょうけれど、住民の方々がもう仕方がないということで、同意をしてしまったということなんですから、その辺のところについての指導はどうなんでしょうか。どうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の御質問で2点あったと思います。

動木のほうなんですけど、いろいろ住民への説明の説明不足であると、私もそれは認識しております。ですので、事業者に対しては、先ほど申しましたとおり、町長も申しましたが、杭の件であるとか、杭の件については、これは安全面に關わることでございますので、事業者は強度はあると言うておるんですが、それを書面でもって証明して、証明できるのであれば、それを資料として作成し、住民の皆さんに理解を求める努力、説明を必ず行うように指導しております。

それから、福井の、新たに、これは条例に關わる件でございますが、事業計画のほうは、受理はしております。ごめんなさい、事業計画ではなく事前協議は終了しております。

す。ですが、事業計画を届出するまでに住民の皆さんへの説明であるとか、いろんな説明、理解を求める努力、これをやってから、いわゆる説明会であるとか、そういうのをやってから、事業計画というのを届出してもらおうのですが、まだその事業計画の届出までに至っておりません。ですので、ちょっとその内情につきましては、私どもも把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 動木については、業者に対して住民の方々に納得してもらえるかについて、指導を強めてもらえるということなので、置いときたいと思います。

あと、何にしても、これは地産地消って、よく言いますよね、エネルギーも。これ見ても全体が分かるかというふうに思うんですが、皆、町外、県外の業者が入ってきて、そしてこの事業をやっていると。これが地産地消と思えるようなものではないことは明らかですよ。こういうふうなところであるだけに、これは十分に、もうけ中心の、そういうことで来られてるといふふうに思うわけでございますけれども、その辺、指導をかなり強くやっていただかなきゃならんというふうに思います。

そういうことで、もう一度、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の質問にお答えしたいと思います。

まず太陽光発電というのは、事業者にとりましては、利益を求める、そういった事業であると思います。これはもう民間事業として、そうでございます。ですので、一方では、それが地域の皆さんの生活環境の障害になっているということも事実でございますので、この条例の趣旨はそういった脱炭素も今言われておりますが、こういった経済活動も推進しながら、住民の皆さんの生活環境も守っていく、こういうことがこの条例の趣旨でございます。ですので、利益を求める事業者の活動、これも止めることはできませんが、ですが、町にとりましては、住民の皆さんの生活環境の保全に重点を置いておりますので、それにつきましては、疑問なことがあったり、皆さんの生活に支障があるようであれば、こちらのほうから条例に基づいて事業者のほうに指導をしてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）                      それでは、次に移りたいと思います。

今、課長さんはこの現在の紀美野町における離農という点の一番の問題は高齢化であり、後継者難だと、確かにそうだというふうに思います。そのことに誘発するような現在のこの飼料、それから農薬、それから燃料も併せて高騰してるというふうな状況にあるかというふうに思うんですね。これに対して、今、いろいろ町としても町単独の補助金を出してると、つくってるということでございます。それは大変ありがたいんですが、今、こういうふうに突発的に相当大きな経営に影響するようなことが出てきてるということで、実際、何かあったら、例えば、機械が壊れてしまって、買換えのときにやめるとか、何らかの、そういうふうなことでやめられる方が多いわけでございますけれども、そういうふうなことで、今大きな、こういう物価の高騰というふうなことの中で、対策ということについてはどうでしょうか。

商業関係については、いろんなことについてあるかというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君）                      産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君）                      美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

農業に関しましては、もうすぐ受付が始まるかと思います。肥料屋、それからJAが受付となるんですが、先ほども説明させていただきました肥料価格高騰対策事業というものがございます。そういった国の事業で受付が各肥料屋、JAということになるんですが、そちらで、それなりの肥料価格ごとに対する支援がございます。

それからまた、燃料につきましては、以前から国のほうで最大35円を減額するという支援がずっと行われておりまして、それについても支援が入っております。

あと、町としまして、農薬の価格高騰につきましては、認定農業者のみになりますが、その方々に対する支援も増額してございますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君）                      11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）                      認定農家は何件ありますか。全農家の何割になるわけですか。

○議長（伊都堅仁君）                      産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君）                      美濃議員の再々質問にお答えさせていただきます。

認定農業者は、現在数字をちょっと持ってないんで分からないんですが、認定農業者

の方で、農薬の申請をされた方が32件、これは対前年度24件から32件に増えておりまして、農薬の価格高騰に対する支援が、うちの町に対する補助申請も増えてるような状態でございます。申し訳ございませんが。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういうことで、認定農家の農業者で申請が32件あるということで、増えてるということでございますけれども、問題は、認定農業者については、一定の資金の融資とか、いろんな制度が使えるわけですね。こういう方々が町にとって中心になってもらえる方々であるので、頑張ってもらわなあかんのですけれども、柿でも、ミカンでも、その他農産物について、認定農家以外の方々、辞めてしまえば、圧倒的な農家というのが小さい農家であるかというふうに思うんですけれども、この方々が辞めてしまうようなことになれば、紀美野町の農業というのは、相当大きなダメージを受けるというふうに思うんですよ。そういうふうなことから考えても、ある程度やっていただけてる、その認定農業者プラス、その周りにある零細農業というんですか、そういう農家に対する支援というのが必要ではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

認定農業者につきましては、特に農業に対していろんな技術、これから進めていく、新しい技術を取り込んでどんどん農業を進めていくという方でございます、規模的には、そういった差はございません。

それで、農薬と一部の補助制度につきましては、認定農業者が認定という形にはなっておりますが、町の様々な支援、農業支援事業には15項目ございまして、そのうち、メッシュ柵であったり、その他農機具の購入であったり、そういったものにつきましては、認定農業者以外の方にも対象としてございます。町として、そういった支援をずっと続けてございますので御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今申してるように、認定農業者というのは、この大事な町の農業を担う中心の方々であるというふうに思うんですが、そのほかの零細な農家というのもの、やっていただかなきゃならんというのは、これはもう認識していただい

ていると思うんですけれども、そうなってまいりますと、やはりこの物価高騰による影響というんですか、経営に大きな影響が出て来ると、それに対する支援というものは、もう少し必要ではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、先ほどからお話しさせていただいているのは農薬の部分でございます。肥料等に関しましては、認定農業者等は関係ございませんので、その分につきましては、最大、農薬が100万円要りましたら、補助額としたら14万4,000円お金をいただけるという制度など、今後始まると思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、零細業者も含めて、この14%ですか、補助が。そういうものが受けられると、そういうふうになっていくということで、これはどこの事業ですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） これは国の事業でございます。先日から、ちょっと新聞に何度か載ったかと思うんですけれども、燃料高騰に対する上昇分の約7割を負担するという事業がございます。それにつきましては、先日、今度かな、広報紙等で掲載させていただくことになるんですが、大体農協の取り扱う部分について、補助が、補助申請、それから交付されるような形となりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、私の質問で、国が14%の補助金を制度化すると。町としては、これについても追加する必要があるんじゃないかと、そのことについてどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

肥料高騰が、今後そういった、国のほうで調べた上で、上昇分の7割という大きな負担を多分、国のほうで定めて交付する形となります。それ以上の部分について町が負担するかどうかについては、今後研究させていただきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） では、次に移りたいと思います。

町の業務の外注ということで、今日は、先ほど答弁いただいた天文台、それから教育関係の業務だけについて質問してるんじゃないかと、通告を見てのとおり、これから業務外注されていくことについて、町にどのようにお金を落としていくんかということから、そういうIターンの方々に対して仕事を確保していくということ、もちろん町内の、現在在住の方々の生活も大事でございますけれども、その観点から見て、今、外注ということに対して見直していくと。仕事をどのように確保してもらうんか、できれば、さきにも申しましたように、そういうふうな方々を育成するというふうな観点から、できる限り町に入ってくるお金は町の中で使っていく、また町の中で循環させていくというのが理想のパターンであるというふうに考えるわけでございますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今回、委託ということで、受注機会の確保につながるように、地元の貢献なり、地元の雇用を条件に各事業の委託を現在移行する、実施するような形で進めております。

先ほどの答弁にもありましたが、サービスの向上、業務の効率化ということで、目的に行っております。現状、なかなか事業を実施するにしても、人員の確保が非常に困難であるという、その現状の下に、民間の委託というのを選択肢の一つとして進めさせていただいているということでございます。

また、特定の事業者、企業を指定して育成していくというのも、なかなか町としては難しいところがございますので、地元雇用という点で現在キーになる企業さんと絡んでいただいて、ノウハウを蓄積するというのも考えられますので、そこら辺の形で現在は進めていきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、この私が今言うてる教育関係4業務、天文台について、これは例として挙げてるんですけども、ちなみに、天文台のバンガローの業務について、どうであるかということで、シルバー人材センターの関係者にもお

伺いましたんですよ。そうすると、これについてのお話はなかったと。後から、決まっただけからなんでしょうね、その決まった関係の方のほうから、シルバーのほうに働いてくれへんかという話が来た。結局、当然、下の仕事ですから、誰かが取った後の、実際に仕事してくれる方の話ですから、当然、安くて、またその遠いことから、その金額ではできないということで、お断りしたというふうな話を聞いたんですけれども、こういうふうには、本来は、シルバーがいいのか、あるいはIターンの方々で来られてる方々が組んで仕事をするとか、そういうふうなことについて、町としても考えていかなければ、せっかく来てくれた人たちも、仕事ができなくなってくると。こういうふうには専門的な、パソコンを使って、何を使ってというふうなことではなければ、できる限り町内に仕事をやってもらうということが必要じゃないかというふうには思うんですね。もちろん、パソコンを使っての仕事もやってもらえればありがたいんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） それでは、私から美濃議員の、特に雇用の関係とか、町民に雇用の機会をどんどん与えていく、そういった観点の御質問でありましたので、私からお答えをさせていただきます。

議員言われるとおり、これは本当に大事なことであります。外注、外注しておっしゃられましたけど、要は外部委託ということで、町職員というのは、もう限られた人数の中で、全てのことができることはありません。外部に委託してできることはどんどん外部委託をしましょうねっていうことで、いろんなことを、先ほど言われたように、シルバーへもお願いしてやってもらっていることもたくさんあります。この中で、例えば、バスの運転でもそうです。委託してやっていただいている。そういうところは、たくさんあります。現在、人生100年と言われてる中で、若い方から高齢の方々まで、いろんな仕事をしていただきたい。そういう機会をどんどん町としたら皆さんに与えていきたいというのは、もうもともとの根本的な考えでありまして、そういうことで公募して、できたら町内の方でやっていただければありがたいけれども、公募した結果、町外っていうのが、先ほどの教育委員会の一例でありましたけれども、原則的には町内の方々に町がお願いするというのが、外部事業をやっていただくというのが一番いいのかなというふうには思っております。

そういうことで、大前提は町民の方々に雇用の機会をどんどん与えていって、頑張っ

ていただくというのは、もともとの大きな考えでありますので、その点、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 外注を私はどんどんせえという、そういう意味ではないんですよ。あくまでも、公務員を私は減らすということについては問題あるというふうに思います。極端に公務員が減っていけば、またいろんな支障が出てくる、それも考えられます。そのところでは、非常に今の国の流れですね、デジタル田園都市化構想ですか、そういうふうな流れとかが心配するわけでございますけれども、何せ、町内において仕事をどのように確保するんかと。町内にお金を落として、町内で循環させると、これはもう基本なんですよね。そういうことであって、先ほどから聞いているわけでございます。

町長さんの言われて、ちょっと気になったんですけども、業務を、公務員を減らすためのものであってはならんというふうに思うんですよ。それと、もう一つは、さっきから言うてるように、この教育関係であった4業務についても、その中にもシルバーの仕事があったのを、もう離してもうたわけでしょう。そういうふうに、シルバーや、それから学童保育なんていうのは、町内でやってたのに、わざわざ外してしまうような、そんなことにはなってはならないし、あくまでも町内の方々にやっていただくと。それと、もう一つは、内容によっては、絶対公務員でなければできないものも、学童保育とか、または支援員ですか、そんな業務もあるかというふうに思うんですけども、だから公務員は減らせというんじゃなくて、その最低は置かなきゃならない、その上でどうしても外に業務を委託するならば、町内の方々、またIターンで在住してくれてる方々に対しては、指導もしていくと。業務を、そういうふうな仕事の、会社というんか、何というんですか、そういうものを育成するような形のことも必要ではないかということなんです。もう一度お願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の質問にお答えをいたします。

役場の職員を減らすとかっていうのは、もう現在考えてはおりません。現在、消防職員を含めて約180名の職員がおりますが、これをさらに減らしていくとかっていうことは現在考えておりません。しかしながら、いろんな業務、新しい業務がどんどん増え

てきてるっていうのも事実でありまして、議員も今言われたように、例えば学童保育っていうのも、十数年前にはなかった事業でもあります。学校教育の支援員っていうのも、以前にはなかった、いろんな新しい業務がどんどん増えてきてるっていうのは、議員も御承知していただいていると思っております。いろんな子育て、教育を充実していくために、そういった新しい業務がどんどん増えてきている、それを全て役場の180人で賄うことができないということで、やっぱり外部でお願いしてできることは外部委託でっていうことで、それは会計年度任用職員というような形でありますけども、町正職員以外の方でお願いしているといったものでありまして、今言われてるように、議員も例えば学童について包括で委託したら、それまでの学童保育で仕事をしてきていた人は辞めることはないんです。引き続いてやってもらうわけです。ですから、今現在、学童にしろ、支援員、公務員、そういった現在仕事をしている人については、これからも同じ仕事をしていただくということになりますので、その点、まず御理解していただきたいと思えます。

それと、議員がおっしゃってくれたように、Iターンとか、移住定住で紀美野へ来られた方々の仕事、それも十二分に考えて実際やっておりますし、例えば、紀美野で農業したいと、そういった方も紀美野へたくさん来ていただいております。うまいこと、紀美野の農家の方々とマッチング、つないで、一生懸命頑張ってくれている人もたくさんいらっしゃいますので、この業務、この業務じゃなくて、いろんな、それぞれの思いの業務で一生懸命仕事をしていただいて、紀美野で幸せに暮らしていただけるような取組というのは、一生懸命やっておりますので、議員からいろいろ、こんな仕事がある、あんな仕事があるということも提案もいただければありがたい。町執行部と議員が一緒になって、そういった方々を支えていくということが大変大事なことでありますので、御理解いただきながら、また御支援もいただきたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 180人の正職員は減らさないということでございました。先ほどから、少し出てきた160人の非正規の方々ですね、会計年度の方々を中心に。そういう方々については減らすわけですね。それと、待遇は変わらないというのは、以前から何遍も聞いてるんですけども、しかし、そうやってきたら、会社はどこから

金を、自分らのもうけを取るんですか。町がその分をするならば、町のほうがお金を余計に支出しなければならなくなると、そういうふうな問題も起こってくると思います。そういうふうにも考えても、そういうことで、町外にお金が出ていくということについては、この町にとっては大きな問題かというふうに思います。もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） ただいま質問いただいた包括外部委託した場合に、業者が関係してくる、その業者のもうけというのはどの部分だということの質問だと思いますが、160人の会計年度任用職員の労務管理であるとか、毎月の給料の支払いであるとか、募集業務であるとか、そういった部分について民間へお願いしましょうね、業務については、あくまでも町の業務でありますので、町の職員は大きく関わるんですけども、今申し上げたように、誰か交代要員が出たときには、募集で労務管理、毎月の給料支払いとか、そういった部分は外部委託します。その部分が業者の収入になるというものでありますので、それを今までは町職員で全てやってたということで、もう残業、残業しながら、そういう労務管理をやった部分を外部委託をしたいということで、教育が今進めているのが、その内容でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何にしても、今後、外部委託ということでおった場合に、また働く人との間の問題も起こってくるということも心配するわけでございますけれども、その労働争議とまでいかんにしても、問題が起こらないように、それは町としても十分に研究してもらいたいと思います。

何にしても、私の今回の質問は、町に入ってきたお金は町の中で落ととして、町の中で循環させていくと、そういうふうな立場から今後検討してもらいたいと思います。

そういうことで、最後に一言お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員言われることは、もう重々、私たちもそのつもりで進めていきたいと思います。慎重の上にも慎重を期して進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 次に、天文台の来訪者への安全対策についてお聞きしたいと思います。

先ほど、事前予約になったんで、そういう交通量も減ったし、問題が少なくなってきたというふうなことで答弁いただきました。

であるんですけども、しかしそれでも、来られる方々というのは町外の方々、特に町の方々というのは、非常に運転が、こういう我々のようなところに慣れてないんですよ。たまに出くわしたときにどうするんかという点でも、田舎の人間で、我々のよく通ってる、そういう人たちというのは、お互いに、もうこの辺で止まって待とうとか、そういうふうなことがあうんの呼吸で分かるんですけども、それが分からずに突っ込んできたり、また大きな車で来られる方もございます。そういうふうなことで、町としても、それなりに天文台という施設を持っている以上は、安全対策ということが必要ではないかというふうに思うんですね。

以前の質問に、前の寺本町長は、取りあえず道路整備、必要なんだけど、グレーチングについてしていきたいと、こういうような答弁でありました。そのことについては、もう計画がなくなったわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えさせていただきます。

道路の整備を行う場合につきましては、安全面というのを第一に考えていく必要があるかと思えます。そういった部分で、あそこの進入路につきましては、縦断勾配のほうがちよっときつい場所でもございます。単にグレーチングを載せただけであったら、逆に跳ねて危ないといったような、そういった事例もございます。交通量の変化等々を十分把握しながら、状況を検証しまして、天文台施設管理者と協議をしつつ、適切な維持改修を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういうことで、検討していただくということによろしいんですね。

あと、支所については、これについても検討していただけるということなので、これは置きたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃良和君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 24 分）

---

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 39 分）

続いて、1 番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） では、3 点質問いたします。

まず、最初に紀美野町中学校開校を独自教育確立のチャンスに、についてであります。当町では、令和 7 年 4 月 1 日をもって野上中学校と美里中学校が統合する形で、新たに紀美野町立紀美野中学校が開校することが決まっています。

現在、中学校統合委員会の皆様をはじめとする関係各位に鋭意準備を進めていただいている状況と存じますが、紀美野中学校開校に向けて、どのような点に重きを置き、準備を進めていただいているのかをお尋ねいたします。

さらには、現在の野上中学校、美里中学校、両校ともに独自のよき伝統や校風が学校関係者、保護者、生徒、そして地域の皆様によって築き上げられてきたわけですが、それぞれを壊すことなく、発展的に新たな校風をどのようにしてつくり上げていくのか、これについてもお尋ねいたします。

紀美野町に現存する二つの中学校を一つに統合するという、将来二度と来ないであろうこの機会を当町独自の教育確立のチャンスとすべきであるという観点から質問するものであります。

次に、オーガニック給食についてであります。

国民の健康がかつてないほど意識される昨今において、我々、とりわけ子供たちが日々食べる食材への意識も急速に高まってきています。

多くの不自然な化学物質などが認可されている我が国において、本来であれば、肥料も農薬も一切使わないような自然栽培の食材を給食に使用することが望ましいわけであ

りますが、まずは、第一段階として、農薬と化学肥料を使わずに有機肥料のみで育てた食材を使用したオーガニック給食を紀美野町の子供たちに提供するお考えはありませんか。

最後に、コロナ対策の失敗について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて、既に約3年になります。世界中が全く新たな感染症に対峙することを余儀なくされた3年間であったわけですが、各国政府がそれぞれの状況に応じたコロナ対策を実施して現在に至っています。

しかしながら、これまで行ってきたコロナ対策の綻び、失敗と言っているかと思いますが、これが徐々に表面化してきています。

何事においても、新しいことをやろうとすれば、失敗はつきものであります。しかし、大切なことは、失敗を失敗と認めて、すぐに軌道修正することではないでしょうか。

「君子豹変す」であります。

コロナ対策の失敗例としては、発生当初の水際対策の遅れ、そして緊急事態宣言やまん延等防止措置の連発であります。これらには効果が認められなかったばかりか、様々な経済活動、社会活動の制限や、自粛を余儀なくされ、国民生活や事業経営に甚大な影響を及ぼしました。そして、現在もなお、その影響は続いています。

そして、コロナワクチン接種後のひどい副反応、後遺症、死亡事例は増加の一途をたどっています。接種後に亡くなった方々の御遺族による遺族会が結成され、集団訴訟の準備も進んでいます。ワクチン接種を何度も繰り返すことによる免疫低下が指摘され、打ったことで逆に感染しやすくなってしまったという年代もデータで確認されています。

また、東日本大震災のあった2011年を超えて、戦後最多となった昨年の超過死亡ではありますが、今年はそれをさらに上回る勢いで増えています。医学的常識からも、コロナワクチンによる影響が大きいと指摘されています。

そして、マスクの着用であります。コロナ禍で、いわゆる同調圧力によるマスクの実質的強制状態が現在も続いております。マスクに感染予防効果があることが科学的に立証されていない。逆に言うと、マスクに感染予防効果はほぼないことが科学的に立証されているにもかかわらず、国民がこぞって3年間もマスクを着用し続けた結果、特に、子供たちへの影響が表面化してきました。もう恥ずかしくてマスクを外せない、外したくないという子供たちや、若い世代、特に女性が相当数いると言われております。こうしたマスク依存症は、もともとは存在しなかった問題であります。

国は、こうしたコロナ対策の負の側面、失敗を認めた上で早急に是正するとともに、失敗に対する対応策を講じるべきではないでしょうか。基本的には、国の対策・方針に従う地方自治体として、当局の見解を問うものであります。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山尚己君の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 桐山議員の「紀美野中学校開校を独自教育確立のチャンスに」、「オーガニック（有機）給食について」お答えさせていただきます。

まず、「紀美野中学校開校を独自教育確立のチャンスに」についてお答えさせていただきます。

現在、令和7年4月1日の紀美野中学校開校に向けて、準備を進めているところでございます。令和4年10月21日には、紀美野町立中学校統合準備委員会を開催いたしました。今後分野ごとに四つの部会を設け、原案を作成・検討を進めてまいります。これからは準備委員会が中心となりますが、みんなが関わり、みんなでつくり上げる学校を目指してまいります。

その第1弾として、新中学校の校歌に入れたい言葉を広く町民の方から募集したところでございます。統合を機に、紀美野中学校では美里中学校の教育のよさ、野上中学校の教育のよさをそれぞれ受け継ぎ、よりよい学校教育を発展的に創造していきたいと考えております。

未来の紀美野町を担う中学生が、ふるさと紀美野町に愛着を持った大人に成長できるように、地域の素材を発掘・活用し、ふるさと教育の充実を図るとともに、これからの時代を見据えた英語教育やICT教育のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上、「紀美野中学校開校を独自教育確立のチャンスに」の答弁とさせていただきます。

続きまして、桐山議員の「オーガニック（有機）給食について」お答えさせていただきます。

オーガニック給食の導入については、幾つかの課題や問題点があると考えております。

学校給食で使用する食材は、栄養が偏らないように多くの種類と、一定の量が必要となってきました。毎食、給食に必要な量のオーガニック食材を安定して調達することは容易ではありません。オーガニック食材を扱う生産者や納入業者の新規開拓も必要となります。また、オーガニック食材は一般的な食材よりも調理行程が増えることが考えられます。虫などの異物の混入や土の付着など、それらを取り除くための洗浄作業などの下処理に時間を要することから、調理時間も長くなることも考えられます。

そのため、調理員の配置人員の問題や、調理時間が長くなることによる衛生上の問題も発生し、安全性確保の観点からも課題が残ります。現在、学校給食では地産地消の推進の観点から、和歌山県学校給食会が選定した県内産品や、当町の生石加工グループの手作りこんにゃく、みそ、柚ぼん酢、精米については県内産米を採用するなど、安全・安心な食材の調達に努めているところです。現在の給食の現状から、議員御提案のオーガニック給食の導入は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、私のほうから桐山議員の御質問「コロナ対策の失敗について」お答えします。

今年11月に入り、新型コロナウイルスの感染者数が再び増加し、第8波が始まったとされています。現在、日本で主流となっているオミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症ですが、高齢者や基礎疾患のある方は、重症化リスクは高く、若い方でもコロナ感染による後遺症も少なからずあると言われております。

現在、町内でも医療機関や集団接種で、4回目、5回目のワクチン接種を進めており、これらの対応により、感染予防や発症予防、重症化は抑制につながっていると考えております。

厚生労働省の専門家会合では、12歳以上の人には、年内にオミクロン株対応のワクチン接種を完了すること、そして乳幼児や小学校の年代の子供たちにも接種をすることを呼びかけています。また、年末年始にかけ、新型コロナウイルスの感染者数はさらに増え、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されているところでございます。感染

拡大を食い止めるため、国は国民に対して、従来からの基本的な感染防止対策の徹底に加え、オミクロン株対応ワクチン接種をまだ終えていない方で、接種を希望する方は早期に接種を受けること、場面に応じた適切なマスクの着脱を行うこと、家庭内においても室内を定期的に換気するとともに小まめに手洗いをを行うことを行っていただきたいと考えております。

なお、ワクチンの繰り返し接種によって、免疫の低下、免疫の機能全体がおかしくなるといった可能性があるという証拠はなく、また、国では定期的に専門家による評価が行われ、ワクチンの安全性の確認が行われているところです。

町としましても、国や県の情報に注視しながら、引き続きワクチン接種の実施、基本的な感染対策の呼びかけを行うとともに、住民の相談にきめ細かに対応してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） では、まず最初に紀美野中学校開校を独自教育確立のチャンスについて、再度質問いたします。

有田市では、令和6年4月に市内の4中学校が合併し、新たに有和中学校が開校するに当たり、新校舎を世界的な建築家、隈研吾さん、この方は国立競技場のデザイン、設計を担当された方ではありますが、隈研吾さんにデザインをお願いされました。これは、ハード面での大きな魅力と言え、日本各地から注目が集まっております。

一方で、紀美野中学校は、現存の野上中学校校舎を活用して、新たなスタートを切ることとなります。したがって、紀美野中学校はソフト面での魅力をいかに磨き上げていくかということになるかと思えます。それは、取りも直さず、生徒、教職員、保護者、町民が一体となってつくり上げていく校風、そして伝統にほかなりません。

本年6月22日に行われた保護者説明会では、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭、地域、学校、行政、みんなが手を携え、地域全体で子育てを支える町を目指してまいりますと、町長が発言されておりました。

保護者の皆さんからも、希望、要望、提案や、不安なども含め、様々な意見が出され

たようであります。こうした率直な意見は、新設中学校の校風や伝統を築いていく上で大きなヒントになろうかと思えます。

ぜひとも、こうした意見交換による意見、アイデアの吸い上げを今後も重ねていただきたいというふうに思います。

先ほどの御答弁で、みんなが関わり、みんなでつくり上げるというお話がございました。今、私が触れたものと完全に一致するわけでありませぬ。このみんなでつくり上げるということは、かなり私は丁寧な進め方をしていかないと難しいんじゃないかというふうに感じております。

今後は、準備委員会のほうが中心になって進めていかれるということではあります、準備委員会だけでなく、定期的に関係各位、保護者の方、地域の方も含め、より幅広く、その時点での様々な意見や御提案、そういったものを吸収してやっていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 桐山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどの答弁の中でもありましたが、統合を進めるに当たって、準備委員会のほうでは4部会のほうを設けさせていただいてます。それぞれについて、統合に向けた準備を進めていくんですが、例えば、児童・生徒の意見をお伺いするなり、保護者の方、もしくは地域の方に御意見をお伺いする機会があります。例えば、先ほど申し上げた校歌につきましても、回覧等で皆様方にお知らせをさせていただいて、現在その校歌に入れたいという言葉を集めていることではありますので、できるだけ統合に向けて、皆さんと関係を持ちながら、いろんなことについて御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 先ほど申し上げた保護者説明会の中で、主に旧美里地区の保護者の方から、やはり美里地区の保護者の学校への関わり方と、野上地区の保護者の学校への関わり方というのは違う部分があるように思うと。それは当然ですね。その部分に関して、不安を持っていらっしゃるというような御意見がございました。

特に、校舎を野上中学校、現存の野上中学校を使用することによって、野上中学校の皆さんは美里中学校の人が来てくれるんだなど、歓迎するよというような感覚になろう

かと思います。ただ、逆に美里中学校の皆さんは、全く新たなところに入れてもらうと、人数的にもばらつき、違いがありますから、特にそういうふうな感覚を持たれると。それが不安につながってきているものというふうに私は理解しておるんですが、そういった不安の解消ということは、やはりより丁寧なコミュニケーションを図るしかないのではないかというふうに思いますが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の桐山議員の再質問にお答えします。

美里地区の方の関わり方と野上地区での保護者の関わり方が少し違って、美里地区の方が不安に思ってるんじゃないかということが一つ、その不安の解消をどうするかということだったと思います。

令和7年4月1日に向かって、今、次長のほうから話させてもらったように、準備委員会4部会立ち上げまして、ずっと計画的にいろんなことについて協議をしていくということになっております。その協議をする中で、いろんな検討事項とか、あるいは決定事項とかということについては、全て情報発信をして、そしていろんな保護者はもちろん地域の方にも見ていただこうと。その中で、様々な意見を聞かせてもらうという考え方が一つあります。

それから、野上中学校の方々、美里中学校の人ら来てよと、行かせてもらうと、そういう感覚ではないかという話もありましたが、そういうことにならないように、当然、話合いをしていって、そして交流も実際に、今、今年は小学校高学年で2回ずつ交流をしますし、中学生も交流をやっています。そういった中で、お互いが仲間であるというような感覚を持ちながら、紀美野中学校に進学していくということを今考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま教育長、交流をどんどんやっていただけるというお話でありましたが、当然のことながら、児童・生徒の交流というのは、できるだけ頻繁に、ただ単に交流を持つということではなくて、一緒になることを前提にした交流という形でやっていただく必要があると思いますし、児童・生徒のみならず、保護者の方も含めた交流というところもまた必要になってくるのではないかと思うわけですが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 桐山議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおりで、例えば、先ほど校風とか伝統とかいうお話もありましたが、校風とか伝統というのは、その学校の長い歴史の中で学校教育が営まれる中でつくり上げられたものであります。

その二つの学校が一緒になるということになりますと、当然、両方のいいところというのは残していきたいというふうに思いますが、そういった中で、例えば、今の生徒同士の交流はもちろんそうですけども、生徒会同士の交流もやっていきたいというふうに思います。生徒が新しい学校をどうしていきたいかという話合いも、その協議の中に入れていきますし、当然、保護者、PTAの方々についても、新しい学校でPTAをどう運営していくかというふうな話も、その部会の中に協議題として入れております。

実際、もう美里中学校区と野上中学校区の学校運営協議会というのがあるんですけども、先日、その合同の学校運営協議会を開催したということも聞いています。

そういった取組、もちろん教職員もそうなんですけども、そういった取組を通しながら、令和7年4月に向かって進んでいきたいというふうに考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ちょっと、観点を変えて御質問しますが、野上中学校のよさ、美里中学校のよさ、それぞれのよさというのは、どのように捉えていらっしゃるのか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 桐山議員の再質問にお答えします。

よさってということについては、例えば校風とか、あるいは伝統の独自なものというふうに捉えたほうがいいのではないかとこのように思います。その独自な取組、長い歴史の中で培われた独自の取組をどういうふうにして生かしていくかということについては、先ほど話させてもらった生徒会の、お互いの話合いであるとか、あるいはPTAの話合いであるとか、あるいは教職員の話合いを通して、一つの紀美野中学校へ受け継いでいくと、そういうふうに考えていきたいなというふうに思っていますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 保護者の方々の御意見の中に、全国的にもほかにないような特色を持たせてほしい、紀美野町で教育を受けさせたい希望者、移住者を引っ張ってきてほしい、こういうものがありました。まさにそのとおりで、近年、独自の教育を打ち出す自治体が移住者の求心力を強めているようであります。例えば、広島県福山市は、イエナ認定の公立学校を開校し、募集前から引っ越ししてでも通わせたいとする保護者からの問合せが全国から殺到したそうです。こうした、この統合新設中学校の開校という機会を捉えて、紀美野町独自の教育ということで、他地域、他県から移住者が来てもらえるような、独特の教育というようなものを模索していくチャンスではと思うんですが、そういった点については、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 桐山議員の再質問にお答えします。

今のような、例えば全国的な特色ある教育を実践して全国から呼び寄せるといってお話でしたが、高等学校なんかは、そういうことをやっているところが多いと思いますし、私学なんかも、そういう形で、独特の、独自の教育課程を組んでやっているところも多いと思うんですが、紀美野中学校については、地元の子供たちの教育に焦点を当てまして、地についた教育というのを今のところ考えてます。その中で、どんな特色を生かしていくかということについては、今後また考えていきたいというふうに思ってますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 文部科学省が推し進めておられる生きる力を育む教育というものを今後どんどん進めていきたいというお話が以前あったかと存じます。そういった点に着目し、その点を深掘りすることで、地元根差した教育というものの確立につなげていけるのではないかとこのように思いますが、この点については、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 桐山議員の再質問にお答えします。

おっしゃるように、生きる力を育む教育というのは、今後の新しい時代における子供たちの力を育成するということが、非常に大事であるというふうに思っています。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君）                   では、オーガニック給食について再質問いたします。

去る10月26日に東京都中野区で全国オーガニック給食フォーラムが開催され、私もネット経由で参加いたしました。

当日は、会場で約1,000名、サテライト会場で約900名、オンラインで約1,800名、合計3,700名が参加されました。これほどまでに、全国的にオーガニック給食が注目されているということでもあります。

参加者には、様々な自治体の首長もおられ、実はお隣、紀の川市の岸本市長もその中のお一人でした。紀美野町では、中田の棚田で自然栽培米の取組も始まっております。こうした取組ともぜひ連携を図っていただき、紀美野町の子供たちに安心・安全な食材で作った給食を提供してほしいというふうを考えるわけでもあります。

量の確保が難しいというのも、もちろんあるかと思いますが、ただ、全ての食材を有機食材でということにこだわらず、最初はごく一部でもいいので、そういったものを使っていくと、こういう取組もできようかと思えます。

有機栽培を国として進めていこうと、広げていこうという、いわゆる国策というものがございませうから、それに沿った形であることは間違いないわけです。

千葉県のいすみ市などは、有機食材を提供する農家さんに対して一定の補助金を出して、そういった農家さんを育成するというような取組もされているようです。それによって、その食材を地元の児童・生徒に提供していくと。これは、ただ単に有機食材の給食を提供するというだけではなくて、児童・生徒に対する食育の一環でもあるというふうに考えます。そういった観点からしても、最初は無理をせず、ごく一部からでもいいので、まずは手をつけてみるという形で可能ではないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君）                   教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君）                   桐山議員の御提案について、先ほどの一部答弁とは重なってくるんですが、どうしてもオーガニックになりますと、規格についても差も出てきますし、収穫する量についても、給食としての提供については課題になるところが往々にしてあると思えますので、ちょっと、現状のところでは導入ということは、ちょっと難しいのかなという感覚ではあります。全体的な流れとして、もちろんオーガニックというのは世界的な流れにはあるとは認識しておりますので、今後、ほかの自治体であるとか、国・県の動き等も参考にしながら、研究はしてまいりたいなどは考えてお

ります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 先月、学校開放月間ということで、町内の小・中学校5校を参観させていただきました。その中で、生徒たちは、中学校で食品添加物について学んでいるところを拝見しました。この日本の食品添加物の数というのは断トツで、桁違いに断トツで世界一であります。こういった、実は我々は不自然なものを体に入れてるんだよということを教育の場でお子さんたちにしっかりと認識していただいているわけですから、そういった教育とも連動させていただいて、子供たちへの食育の一環としてオーガニック給食の提供を位置づけていただき、将来的にそういったことが実現できるように研究をしていただきたいなというふうに思います。

では、次に移ります。

コロナ対策の失敗についてであります。

先ほど、保健福祉課長から内容的には現在のコロナ対策というのは、全く問題がないという前提でのお答えを頂戴したというふうに理解いたしました。

つい最新の情報では、コロナワクチン接種後に亡くなったというふうに報告が上がってきた数というのは1,909名というような数字であったかと思いますが、この数字というのは、実は氷山の一角で、報告が上がってきていないものというのがかなりの数あるというふうに専門家からも指摘を受けております。

さらに、報告が上がってきても、国が結局、因果関係を一切認めてくれないと。そういうことで非常に悲しい思い、悔しい思いをされてる御遺族の方々が多くいらっしゃるわけです。

例えば、大阪で飲食業を営まれていた御夫婦ですね、国から自分がかからないように、他人にもうつさないように、打て、打て、打てと言われたと。心臓病を抱えていた夫は優先的に打てと言われ、喜んで打った。助かると思って、国を信用して打った。その翌日、体中に発疹が出て亡くなっていたと。解剖医からは、正直言って、あんた、これワクチンは関係ない、ただの心臓疾患やと言われたと。接種券にサインしたあんたが悪いと言われたと。納得がいかないのに、再度解剖してくれと頼んだところ、解剖医から解剖したらお金かかるでと、あんた1人でこれだけ払えるかと。裁判したって負けるでと、国相手やからと。笑いながら言われたと。こんなとんでもないことが現実に起こってる

わけです。

これを主要なマスコミは一切取り上げない。だから、皆さん御存じないんだと思います。もし、自分の家族に同じことが起こったら、どうですか。実際に、ワクチン接種後に亡くなって、報告が上がってるだけでも1,900名以上の方がいらっしやいます。

もう一つ御紹介します。これは、先月、全国有志医師の会が緊急記者会見ということでされたときのワクチン接種で亡くなった方の御遺族をボランティアでサポートされているナカムラクリニックの中村医師の御発言です。そのままです。

厚労省発表の人口動態速報によると、今年8月の超過死亡は1万8,000人です。例年の同じ月よりも1万8,000人多く亡くなっているということです。今年1月から累積超過死亡は7万1,000人、去年よりもこれだけ多くの方が亡くなっているということです。極めて異常な事態です。明らかに事件です。新聞の1面トップになってもおかしくない衝撃的な事実です。

しかし、マスコミの皆さんはほとんど報道しません。なぜ、こんなに死亡が多いのか。はっきり断言しますが、ワクチンです。接種の進み具合と超過死亡との間に極めて明確な相関が見て取れます。既に、ワクチン接種後に1,900名以上の死亡報告が上がっています。当然、氷山の一角です。ワクチンとの因果関係を疑われないまま、あるいは疑われたとしても、医者が報告を上げない。そういう死亡者が多数いることも、もう明らかです。接種から5分後に亡くなっても、因果関係不明となってしまう。一つの県で接種後死亡として105人もいる。そういうことが明らかになっても、それでも因果関係不明となってしまう。

子供たちも死んでます。11歳男児、やっぱり因果関係は不明です。16歳男児、13歳男児、13歳女児、11歳女児、15歳男児、既に多くの子供が本当に亡くなっています。なぜ、接種中止にならないんでしょうか。

中止になるどころか、いまだに接種が推奨されているって、どういうことなんですか。

僕が言いたいことはシンプルです。ここにおられるマスコミの方、今、現在進行形で起こっていることを報道してください。多くの子供たちが亡くなっているんだということを。また、死亡まで至らずとも、重度の後遺症を負って、日常生活を送れなくなった、そういう子供たちがいるということを報道してください。事実をそのまま伝えてください。

このワクチンの何たるかを知れば、こんなものを子供に打たせてはいけません。接種は即時中止と、そうなるはずですが。正しい報道をお願いします。

このように訴えておられます。こういう情報が全く伝わってこない。これが一番の問題だというふうに私は考えます。

もう一つだけ紹介します。

これは、ワクチン接種で被害を受けられてる方のための超党派議員連盟という国会議員の議員連盟があるんですけども、そこの厚生労働省の職員との会議で、福島京都大学名誉教授がこのような発言をされています。

ワクチン接種後に神経器官系と心臓の障害で半分ぐらい亡くなっている、死因の中で、あなた方はよく分かっているでしょう。馬鹿みたいなことやって、無能な学者をそろえて、御用学者とも、もう言えない。曲学阿世と。科学と医学とを徹底的に無視する、こんなことはあってはならない。科学技術立国でしょう。科学と医学を無視して。何だ、医療を崩壊させて、めちゃくちゃじゃないの。このワクチン打って血圧上がった人は、みんなワクチンのせいですよ。このワクチンで死んだ人はほぼ2,000人だが、この数倍は死んでると思う。ほとんどが泣き寝入りしているんだから。たまたま司法解剖して分かった人について、これ、意見書出してもほったらかしじゃないの。何やってんだってことだ。隠蔽したくてしようがないんですよ、この事実を。かつての薬害がそうだった。薬害エイズですね。何としても、この薬害を根絶しないとイケない。この国は薬害からレッスン、教訓ですね、を受けて、もう二度と薬害ができない国になっているはずなんだ。だけど、それを強引に無視して、何兆円も使って、このワクチンを輸入して、国民を洗脳して、だからちっとも収まらないじゃないかと、感染がですよ。感染は、全く収まっておりません。

最初に、ワクチンを2回打ったら集団免疫ができて、感染は収まるっていうふうには言われてましたよね。でも、ワクチンを2回、3回、4回、5回打っても収まるどころか、どんどん感染が広がっている、そういう状況にあるわけです。

世界一と言っていいほどマスク着用率が高い日本で、感染を抑えるどころか、どんどん広がってるわけです。もうこのワクチンを打つのは、ほとんどやってないような国もあります。そういった国はもう収まっているんですよ、感染は。

だから、みんなマスクも取って、皆さんよく御存じだと思いますけど、今のワールドカップでも、マスクを取って観客は大騒ぎしてるわけです。マスクやワクチンで感染を

防げるのではなくて、その逆じゃないかというふうに思うのが自然の考え方じゃないんでしょうか。

これは、ただ単に私の私見を言ってるわけじゃないんですよ。専門家が、このワクチンは打てば打つほど感染は広がるものだと。感染しやすくなるんだと。中和抗体はできるけれども、その中和抗体っていうのは、だんだん、すぐ効かなくなってきた、中和抗体と一緒に産生される感染増強抗体だけは残って行って、より感染しやすくなる。打てば打つほど、より感染しやすくなる。こういうふうに言われています。

この現状っていうのを本当に我々、しっかりと見詰め直さないと、いつまでたってもこの騒ぎは収まらないんじゃないかというふうに私は思います。

こういったコロナに関して、コロナワクチンの危険性に関して、実は行政の側から情報発信をされているトップがいらっしゃいます。大阪の泉大津市の南出市長であります。

南出市長は、ワクチン反対って言ってるわけではないですよ。慎重に進めてくださいと、こうこうこういうデータが出てきてますと。このデータを見る限り、例えば、小さなお子さんにワクチンを打たせるっていう、そういうことに本当になるのかどうか、保護者の皆さん、よく考えてください。こういったことを議会の場で発信されてるんですよ。でも、なぜか、そういう議会での議員と市長とのやり取りがユーチューブ上に上げられたら、それが削除された。何で削除されるんですか。そんな正式な場で行っている議論が。これもまた非常におかしなわけですよ。

皆さん、ぜひこの南出市長のSNSですとか、もしくは泉大津市のホームページですとか、そういったところをのぞいてみてください。いろんな発信をされてます。いろんなことが勉強できます。我々しっかりと、テレビや新聞では出てこない情報というのを集めていかないと本当に大変なことになるんじゃないかというふうに、私は危惧しております。

しかも、先ほど保健福祉課長おっしゃったように、もう既に乳幼児、赤ん坊にも接種が始まっているわけですね。こんな治験も終わってない、中長期の安全確認もできてないものを赤ん坊に本当に打たせていいのかと。

にもかかわらず政府の公式に出した毎日こども新聞か何かに載ってた政府の広報がありますけれども、小さなお子さんに対して、副反応があっても、それは二、三日で収まるから安心してくださいというようなことが書いてあるわけです。

これ、本当にいいんですか。そんなこと言ってしまって。あたかも、これは安全なもの

のであると、そんなに心配しなくてもいいよと。そういう対象のものだというふうには思うんですが、再度、保健福祉課長、いかがですか。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 33 分）

---

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 34 分）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の御質問にお答えします。

コロナワクチン接種後に因果関係は、ちょっと不明な部分があるんですが、まず多くの方が亡くなられたこと、そしてまた後遺症で悩まれる方については、一刻も早く回復していただきたいと願っております。

ワクチン接種については、私の1回目の答弁でも言わせてもらったんですけども、情報提供をさせていただいて、接種を希望する方については接種していただくよう、皆さんにお伝えしているところでございます。

安全性については、なかなか町のほうで判断というのは難しいところがありますので、先ほども言わせてもらったんですが、国では定期的に専門家による評価が行われているところでございますので、免疫低下ということも含めて、懸案事項については、そのあたりきっちり、副反応の状況を見ながら確認作業をしていただいていると考えておりますので、そのあたりの情報が新たに出てきましたら、町としても早急に対応していきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） では最後、マスクについて答弁がなかったようですので、マスクの取扱いについて御答弁を願います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） マスクについては、場面に応じて適切につけてもらうってところが基本になります。外である一定の距離が保てる場合はマスクを外してもらって、そういう習慣づけをしていただいて、マスクをつけるのが常であるという

ことではなくって、必要に応じてマスクを着脱していただきたいと思いますので、そのあたりについて、7月ぐらいに場面に応じたマスク着脱のチラシを過去にも配布させていただいたんですが、そのあたり、再度周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 学校現場のマスク着脱について、私は非常に心配しております。マスクを外したいお子さん、このままつけていたいお子さん、両方いらっしゃると思いますが、現時点でどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） ただいまの桐山議員の御質問にお答えします。

マスクの着用については、昨日、新しい県教育委員会からの通知がありまして、ほとんど変わっていないわけですが、一つは、体育の授業や運動部活動の活動中、あるいは登下校の際にはマスクを外すように指導すると。指導していますが、つけている子どももちろんおります。

それから、マスクを外す際には、できるだけ距離を空ける、2メートル以上という距離を空ける。近距離での会話は控えなさいと、マスク外しているときは。活動の場面に応じた工夫を検討するなど、メリ張りのある着用を促すということで、学校現場においては、それぞれの活動において、活動の中身を見ながら、判断しながら指導しているということです。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 前回の一般質問で、名古屋市長の御発言を御紹介しました。教育委員会と相談して、できるだけ児童・生徒にマスクを外してもらえるようにしていきたいということで、実際に名古屋の学校では黙食をやめて、児童は会話をしながら給食を食べることが実現されております。ほかの自治体でもそういうところがございます。

これに関して、紀美野町では本当にできないのか、このあたりについて再度伺います。いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 桐山議員の再質問にお答えします。

給食のときは、スクール形式で、今向かい合わせにならずに黙食をしているわけです。

再度、やっぱりこの昨日の通知でもあるんですけども、同じように、机は向かい合わせにしないということで、距離を離すということがやっぱり言われています。我々は、そういった指導に従いながら、感染予防に努め、できるだけ感染を拡大させないということで、今後とも指導していきたいというふうに考えてますので御理解ください。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 新型コロナがもう既に、ほぼ季節性インフルエンザと同じ程度の脅威になっているという現状であります。そんな中で、依然、感染させないように、感染しないように、そればかり追求してはおかしいことになると思います。

最後に、この本を御紹介いたします。「マスク社会が危ない」という京都大学の専門家の出された本であります。これは非常に大きな示唆を与えてくれる本であります。このまま児童・生徒、子供たちがマスクをし続けていたら、とんでもないことになりかねないと。子供の健全な発育にとって、マスクを外し、お互いが触れ合い、やっていくということが極めて大事だということが紹介されておりますので、ぜひお読みください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって桐山尚己君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 41 分)

---

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 14 分)

○議長（伊都堅仁君） 続いて、6 番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番（田代哲郎君） 議長の許しを得て一般質問を行います。

化学物質過敏症患者が抱える困難と現状・課題についてというテーマで質問させていただきます。

近年は、化学物質過敏症、多種類化学物質過敏症、電磁波過敏症、香害などを耳にするようになりました。今回は、それらを含め、化学物質過敏症として質問を行います。

化学物質過敏症は、通常であれば、ほとんど問題にならない程度の微量の化学物質に

反応して、頭痛、目まい、吐き気、せき、息苦しさ、筋肉痛、不安感、焦燥感、集中力低下、新しい経験を受け入れ、それを覚え込む記憶力低下などの症状が起こります。

最初は何かの原因物質、例えば、ホルムアルデヒドなどに大量に暴露することなどがきっかけで、その後は少量でも反応したり、反応する物質が増えていったりします。

患者は100万人以上、予備軍も入れると1,000万人以上とも言われます。アメリカのアレルギー専門医だったセロン・G・ランドルフ医師が、ある医師の妻が爪のマニキュアで目が腫れてかゆくなったとか、ミシガン州からシカゴに戻ると、車の排ガスや工場の煙で気分が悪くなる。あるいは、ホテルの部屋も23階だと気分がよくなるが、20階以下だと気分が悪くなるといった事例を報告したのが世界で最初の化学物質過敏症の記録と考えられています。

我が党の高橋千鶴子衆議院議員は、化学物質過敏症問題について質問を行い、各都道府県に1か所は専門外来をと求めました。この指摘は大変当事者から歓迎されていますが、それほど専門医が少なく、医療にたどり着けない人が多いことを示していると考えられます。

日本では、1997年3月に北里大学の石川 哲名誉教授が化学物質過敏症の診断基準を公表しました。厚生労働省も同年の8月に厚生省長期慢性疾患総合研究事業アレルギー研究班がパンフレット「化学物質過敏症～思いのほか身近な環境問題」を出しています。

そこでは、家の周りだけでも多くの原因物質があるということで、建材、洗浄剤、漂白剤、芳香剤、食品添加物、シロアリ駆除剤、除草剤などを上げています。そして、原因物質の究明において先入観を持つことはよくありませんが、これらを参考に問診を通じて患者さんから疑わしい物質を聞き出す必要がありますと解説しています。

しかし、四半世紀もたっていないながら、国や厚労省は病態や発症メカニズムなど、未解明な部分が多くと、いまだに同じ答弁を繰り返すのみです。具体的な対策や、原因物質の規制が進まないのは、別の政治的要因が疑われるとする専門家もあります。

前述したように、化学物質過敏症の患者は100万人以上、予備軍も入れると1,000万人以上とも言われます。これも前述した厚生省長期慢性疾患総合研究事業アレルギー研究班のパンフレット「化学物質過敏症～思いのほか身近な環境問題」で指摘しているように、家の周りだけでも多くの原因物質があります。この紀美野町に在住する化学物質過敏症と思われる患者の大まかな傾向について、毎週実施している保健師による健

康相談などを通じて把握に努める考えはないか、お伺いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、田代哲郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 田代議員の御質問「化学物質過敏症患者が抱える困難と現状・課題」についてお答えします。

化学物質過敏症は、生活の中に接するわずかな化学物質により、様々な症状が現れるもので、未解明な部分が多い疾患の一つです。また、その対象の化学物質は、その患者さんにとって合わないものであれば、何でも原因物質になる可能性があり、世の中の化学物質全てといっても過言ではないとされています。

症状は、頭痛や不眠、不安、下痢、筋肉痛、関節痛、皮膚炎、不整脈など多岐にわたります。特に軽度の場合は体の疲れや軽い風邪などとの区別が難しく、患者さん自身が仕事の疲れや夏風邪と思うことで発見が遅れることがあります。しかしながら、化学物質過敏症は遺伝的要因や、そのときの健康状態・環境因子などとの関連が指摘されているものの発症のメカニズムが明確になっていません。アレルギーは原因物質も症状も誰でも比較的似ているものですが、化学物質過敏症は原因も症状も人によってばらばらであることが、認知が進まない理由であります。

また、現在においても診断基準や治療法は存在しておらず、酸素吸入治療や点滴療などを医療機関で行う治療もありますが、有効性は人によって異なります。対処法としては、生活の中で工夫しながら対応していくことが基本となり、それでも症状がつかいときは、ためらわずに病院に行って原因を検査したり、治療薬を処方してもらうこととなります。

本町では、このような症状で困っていると相談された事例はなかったと思われませんが、引き続き健康に関して寄せられる相談に対して丁寧な対応や状況把握に努めるとともに、相談を受ける職員(保健師)の化学物質過敏症についての理解を深めていきたいと考えております。そして、まずは広報や町ホームページなどにより、社会全体で化学物質過敏症に対する理解が進むよう周知していきたいと考えておりますので、御理解賜ります

よう、よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番 (田代哲郎君) 2017年のことなのですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というのが改正されました。いわゆる化審法は、人や動植物に害を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止することを目的とする法律です。

化学物質にはPCBなど有毒で環境中の放出を回避すべき第1種特定化学物質というのが34種類あります。使用状況を詳細に把握する監視化学物質は38種類です。一般化学物質、これはおよそ2万8,000種類ありまして、それまでの段階があります。

市場に出回る前に新規化学物質は国の事前審査を受けています。ただし、年間10トン以下の低生産量の新規物質と1トン以下の少量新規物質については、用途などを明らかにして申出をすれば、審査でなく、確認で済むことになっています。これについて、2017年の法改正では、少量新規について、化学物質ごとに年間1トンまでという総量規制を環境排出量規制に変えてしまいました。

つまり、用途ごとに決められた排出係数を掛けて環境中に排出される量の合計が1トンまでであればよいとされました。

用途ごとに決められた排出係数を掛けて環境中に排出される量の合計が1トンまでであればよいとされたことで、例えば、塗料やコーティング剤では、環境排出係数が0.01とされ、これまでの100倍の製造・輸入が可能になりました。この法改正により、化学物質の使用量が大きく増えていくことは確実で、化学物質過敏症の理解や診断・治療が進んでいない下で、患者は大変不安に思っていると言われます。

2016年の熊本地震で被災した患者が避難する場所もなく、町中が工事で空気が悪く、被災した住宅の修理もできないお手上げの状態と訴えています。

化学物質過敏症は、なかなか理解してもらえないという困難がある下で、せめて周りの人に分かってもらえることができれば、大きな支えになると思います。

病院では異常なしと言われ、家族からは怠け者扱いにされ、理解されないというのは、本当につらいと訴えています。

例えば、アパートの両隣で、片方の住人が洗濯物の匂い、洗剤に含まれる芳香剤がっらいことを打ち明けて、洗剤を変えてもらった例もあります。

現実的にはつらさを訴える人が多いとされます。先ほどの答弁の中で、紀美野町として、過敏症の周知に取り組むということですが、具体的にどのような取組を行われるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 町のほうでは、この化学物質過敏症に対する周知をどのように進めていくのかということなんですが、先ほど言わせてもらったように、広報やホームページですね、まず化学物質過敏症とは何かというところから入って、そういうような症状があった場合は、相談、なかなかこの症状に対する明確な治療法っていうのはないんですけども、そのあたりの相談を保健師がきっちり対応できるように、化学物質過敏症の記述とともに、明記して住民に理解していただくよう努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 保健師さん等に周知して、理解してもらうように進めるということですが、最大の問題は、対応してくれる医療機関が見つからないことです。それは、この町でも同じだと思います。

化学物質過敏症だと気づかずに、症状ごとに受診して、病院を転々としても診断がつくことはまれだと言われます。また、病院に行っても化学物質が多く、症状が出て受診できないこともあります。

心療内科や精神科へ行けと言われることも多いし、向精神薬、精神科の薬を処方される、そうしたことだけでは解決にはならないとされます。

診断されて、治療を始めるには、患者自身と医師が化学物質過敏症ではないかと気づくことが何よりも重要とされています。そこにたどり着けない人がいながら、対応が前に進まない事態の一刻も早い打開が求められます。

今後の課題として、化学物質過敏症を標準医療として進んでいる地域の医療機関で診てもらえるようにすることがあります。少なくとも、都道府県に1か所は対応できる医療機関を設置することで、精神科へ行けなどと言われることがないようにすることが必要です。

それから、理解されない苦しみを抱える患者に対し、看護師による支援が有効であることを指摘した専門家の論文も出されています。治療や支援への入り口での困難に、看護師の皆さんも寄り添って対応できるようにと、そういうふうに考えています。

さらに、初めから専門医という人はおりません。呼吸器内科の医師が基本はカウンセリングを実施しながら、テストを重ねて原因物質を特定、除去していくというやり方を重ねているドクターもあります。

全国で本当に数少ないんですが、専門医と言うべき医師たちがリタイアする前に国が音頭を取って各都道府県に最低一つは専門外来をつくる必要があると求める声もあります。

一般化されたものがあるし、ICD-11という世界標準の疾病分類に収載されているのに、日本では診断や治療が進んではおりません。そうした化学物質過敏症患者の実情について、県などの担当部局と意見交換をする必要性についてはどう考えておられるのかお伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

国のほうでは、高橋衆議院議員が化学物質過敏症の問題を取り上げて、都道府県に1か所は専門外来をとということでの要望を訴えたわけなんですけど、和歌山県には、そういうような専門の外来はありません。国のほうでは、認定のNPO法人として、化学物質過敏症支援センターというものがあまして、そこで化学物質過敏症に対する相談なりをしているところではございますが、国においても、なかなかそういうところが進んでないのが現状でございます。

田代議員おっしゃられるとおり、県にできるだけ働きかけて、このようなことで化学物質過敏症によってお困りの方も一定数いらっしゃいますので、そのあたりについて、できるだけ専門的な知識を持って治療していただけるように働きかけていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 県に働きかけるようにしたいという答弁ですが、最近のことですが、国民生活センターでは、香害に関するものとして、13年と19年4月に柔軟仕上げ剤の匂いに関する情報提供を公表しています。この中で、14年以降、消費者から928件の柔軟仕上げ剤の匂いに関する相談があり、発生場所の8割は家庭で、相

談の2割がせきが出る、息苦しいなどの呼吸器障害の症状であることについての情報提供がありました。

一方、国民生活センターは、相談事例を基に、商品テストを行っていますが、大手メーカーの商品を集めて、無香性、それから微香タイプ、香りの強いタイプで比較を行っています。

その結果として、総揮発性有機化合物は無香性や微香タイプの柔軟仕上げ剤を標準の2倍量使用した場合にも総揮発性有機化合物の上昇は見られないが、香りの強いタイプの柔軟仕上げ剤を2倍使用すると顕著に上昇したと分析しています。

残念ながら、国民生活センターがこのテスト結果から指摘している対策は、過度な使用を避ける、つまり消費者への注意喚起としては、表示量を守りましょうというだけのものです。しかし、実際には表示量を守ったとしても、無香・微香タイプに比べれば、香りの強いタイプは総揮発性有機化合物は倍の量が出ています。まず、この事実を直視して、消費者への影響を認めいただくことが必要ではないかと思います。

最初に情報提供が行われた13年から18年にかけて、国内の柔軟仕上げ剤の販売量は28.2万トンから37万トンへと増加しています。業界の自主的な判断に委ねてきたことが大きな間違いであったと言われていています。

特定非営利法人日本消費者連盟のパンフレット「香害110番～香りの洪水が体を蝕む」によれば、2017年7月26日と8月1日の2日間、電話相談に取り組んだところ、メールやファクス、2,013件もの相談があったとのことでした。

どれほどこの問題に苦しむ人が多くいるかを示すものです。訪問者があってもドアを開けない、風下に立たないなどの対策を取らざるを得ません。だから、外出もできないという声もあります。

深刻なのは、介護が必要だけど、施設やヘルパーさんが使う柔軟剤のために介護サービスが利用できないというものです。

重ねて申し上げますが、今後の課題として化学物質過敏症を標準医療として住んでいる地域の医療機関で診てもらえるようにすることがあります。少なくとも、都道府県に1か所は対応できる医療機関を設置することで、精神科へ行けなどと言われることがないようにすることが必要です。

和歌山県にも1か所は対応できる医療機関をという対策について、町として今後も研究を重ねていく考えがないか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

化学物質過敏症は、答弁でもさせていただいたんですが、わずかな化学物質により、いろんな症状が現れます。田代議員おっしゃられるとおり、洗剤や柔軟剤、芳香剤など、多岐にわたりますし、殺虫剤や虫よけスプレー、農薬、接着剤とか、いろんなものがあります。そのような症状で訴える方の周りの方については、できるだけそのような柔軟剤とか香水などが過度にならないように気をつけたり、殺虫剤が必要以上に飛び散らないような対策も必要だと考えております。

化学物質というのは、いろんなところで使われているので、最終的には環境問題を見据えて対策を取らなければならない部分はあるかも分かりませんが、そのようなことで困っている方が一定数いらっしゃいますので、そのあたりについて、県とこのあたりの進捗具合も含めながら、どのようになっているかというところを協議して、対策してもらえよう、町としても働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

続いて、9番、向井中洋二君の一般質問を許可します。

（9番 向井中洋二君 登壇）

○9番（向井中洋二君） それでは、一般質問をさせていただきます。

町内公立高校の特色ある取組に対する支援についてということです。

町内公立高校の存続については、大きな行政課題の一つであると考えます。少子化の進行や、学校選択の多様化などにより、年々生徒数が減少する傾向にある中、本町における地方創生の取組を進める上で、町内公立高校の活性化の実現は、本町のまちづくりにとって極めて重要であります。

近年、社会情勢の急速な変化が進む中、生徒の興味・関心や、進路希望の多様化など、さらには中学卒業者の減少など、高等教育を取り巻く環境は非常に厳しい状況下に置かれております。

町内公立高校も例外ではなく、本年3月に和歌山県教育委員会から出された県立高等学校教育の充実と編成整備に係る原則と指針によりますと、海南高校は海南校舎・大成校舎、また美里分校の1校1分校となっており、今後は両校舎で学級数の調整を行いな

がら、可能な限り存続・充実させ、将来は分校を含め、在り方を検討するとなつていま  
す。

町内では高等学校教育振興補助金として予算化し補助をしておりますが、魅力ある学  
校、選ばれる学校づくりの実現に向け、各施策の展開が必要かと思われま

そこで、町内公立高校が特色ある学校づくりに向け、自主的な取組として新たな部活  
動の創部を目指した場合、町の休・廃校施設を含め、利用できる環境を整えるなど、町  
としてどのように向き合っていくのかをお考えをお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

(9番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 向井中議員の「町内公立高校の特色ある取組に対する  
支援について」お答えさせていただきます。

町内には、県立海南高等学校大成校舎と県立海南高等学校美里分校がありますが、近  
年の少子化などとともに、進学者数が減少している状況にあります。県教育委員会にお  
いて、令和4年3月に県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針が出されま  
した。その中において、これからの高等学校は何年先にどうなるといった結論は示され  
ていません。それは高等学校の今後の取組や地域の意識・行動によって、当該高等学  
校を取り巻く状況がよりよく変化することを期待するからですと述べられております。そ  
の指針の和歌山の子供たちの可能性を高く、大きく開花させる高等学校教育の整備の中  
で、これまで本県にはなかった新たな競技や活動についても、各学校で導入できないか  
検討するという文言がございます。高等学校がそのような特色ある学校づくりを目指す  
ものであれば、県内各地から希望者が集まる可能性があり、地域の活性化にもつながり  
ます。そのための町の休・廃校施設の利活用であるなら、教育委員会としても協力して  
まいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をして  
ください。

9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君）　　そこで、今、いろんなクラブ活動とか、そういう話もされたわけですが、近年の女子の、特化するんですが、野球が大きな盛り上がりを見せて、盛んに行われていることをよく聞くようになりました。

そこで、少し県内の状況を説明させていただきます。平成21年、学童女子によるチームが東牟婁郡、西牟婁郡、有田海草郡、それぞれの支部で結成され、その後、日高、和歌山、那賀、伊都支部が加わり、現在7チームで活動しております。その各支部から選抜された選手が大会第1回目から参加をしているわけですが、第6回、第7回と準優勝、その準優勝メンバーの中には紀美野町の子供もいてると聞いております。そして、今年の第10回の全国大会で悲願の全国制覇を成し遂げています。選手は小学校卒業後、他のスポーツに転進する女子もちろんいますが、中学校の部活動として男子とともに野球を続ける女子が野上中学校にも現在2名、活躍されていると思います。

しかしながら、中学校卒業後の選択肢について調べた限りでは、和歌山県内に公立・私立とも、高等学校には女子の野球部が軟式・硬式ともありません。高校野球連盟においては、女子の入部を拒むものではありませんが、公式戦への出場は認められておりません。

それを踏まえてお聞きします。野球を続けたい、野球をやりたい、それをかなえる選択肢として、県外への野球留学があります。その野球留学の状況を少し説明させていただきますと、関西圏では現在大阪府に野球部があるのは2校、京都府は4校、兵庫県には2校、全国合わせて43校あります。また、県外の野球留学の状況ですが、女子学童野球設立後、東牟婁支部4名、西牟婁支部7名、海草支部7名、日高支部1名、伊都支部2名が野球留学をしています。

この状況において、かねがね町内公立高校に女子硬式野球部があればと考えておりました。全国43校女子硬式野球部がある中、公立高校は4校と少なく、創部には様々な問題を解決しなければならないと感じています。

公立高校女子野球部は沖縄県立南部商業高校、島根県立島根中央高校、広島県立佐伯高校、高知県立室戸高校があります。創部の理由は野球を続けたい女子高生の受皿であることはもちろんですが、全ての高校が生徒数の減少、地域の高校としての存続危機がその理由に上げられます。その課題の解決として、地域もその取組の一役を担い、まちづくりの一環として女子硬式野球部創部へと踏み出し、成果を上げています。

紀美野町として、休・廃校施設の有効利用も考えながら、地域密着型の特色ある学校づくりとして和歌山県初の女子硬式野球部創部を様々な観点から考えてはどうか、町の考え方を伺います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 向井中議員の再質問にお答えします。

今、お話のありました高校の女子野球部についてなんですけども、議員御指摘のように、女子野球部、現在野上中学校に野球部があるわけなんですけども、女子選手が2名在籍しております。この生徒たちは、小学校からスポーツ少年団の野球で経験した選手でございます。現在も、スポーツ少年団には2名の女子児童がプレーしています。この子供たちが将来的に野球を続けていくかどうかということは、まだ分かりませんが、野球をしたいということで、後に続いていく子供たちだというふうに思っています。

この野球をしている女子生徒が中学校を卒業した後、野球を続けていくためにどうするか、あるいはその環境をどう整えていくかということにつきましては、高等学校を所管している県教育委員会ということになるんですけども、私たちがどうする、こうするとはここでは言えませんけれども、少なくとも支援したり、協力したりすることはできると考えています。

本町の公立高等学校が女子野球部の創設を目指すということであれば、高等学校の教育の特色化にもつながりますし、また野球を続けたいという女子生徒が各地から入学希望者が増えるということも考えられます。したがって、地域の活性化にもつながるといふふうに考えますので、私たち町の教育委員会としても、高等学校に対して積極的に支援・協力をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） ありがとうございます。和歌山県初の取組ということで、なかなかいろんなハードルもあろうかと思いますが、町内の生徒の流出を止めることはもちろん、また県内、全国各地から野球留学で学生を受け入れることで生徒数の減少に歯止めをかけられることとともに、地域活性化にも多大な影響を与えることができると思っております。

また、学校、地域、行政が共にまちづくりの一環としてこういうことを進めていくという考えを町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） それでは、私から向井中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員が申されたように、全国の全日本女子学童軟式野球大会のことは新聞記事でも承知しております。それは今年の8月に開催された全日本女子学童軟式野球大会で、和歌山県の代表の和歌山ハーモニーズが初優勝されたということで、承知はしております。チームは知事へも表敬訪問、報告に参ったってということ、県の議長のところへも報告に行ったということも新聞で承知しております。

全国の42都道府県から43チームが出場した大会での優勝は、大変素晴らしいことでもあります。このチームは県内の小学校5年、6年の女子生徒14名で構成されております。

子供たちは、小学校卒業後も中学校で部活動として男子と共に、一緒に野球を続けている子供もいらっしゃいます。議員も、教育長も申しいただきましたが、野上中学校でも2名の女子生徒が頑張っていたいております。しかしながら、高校では、野球を続けたいと思っても、県内の公立・私立の高校には、女子野球部がなく、どうしても野球を続けたい子供たちは、県外へ野球留学をされてるということも聞いてございます。

紀美野町には海南高校大成校舎と同美里分校と二つの公立高校があります。特色ある学校づくりが強く求められている現在、この紀美野町内の公立学校で、公立高校で女子の野球部が創部されれば、大きな特色となることは間違いございませんとともに大変素晴らしいことだと思います。県外留学をしなくても、県内の紀美野町にある高校で野球を続けることができるようになり、また県外からも、逆に留学生も期待でき、町の活性化にもつながる、大変意義のあることだと考えます。

町といたしましては、県の教育委員会、そして海南高校に積極的に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

その上で、ぜひ実現されるように、町として協力できることは積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、どうか、議員の皆様方もよろしく願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 最後に、最初に4校、公立高校の野球部があると言わせてもらったんですが、その中で、ちょっとデータとしてお示しをさせていただきますと、

高知県立室戸高校では平成25年、4名からスタートして、その3年後には部員数29名となっていたり、広島佐伯高校では平成27年に創部をし、今現在では部員23名、島根県立島根中央高校では平成31年創部で、現在部員数は41名、それで、最後に沖縄県立南部商業高校は令和3年創部で13名から令和4年で17名と、結構、今増えていることがこの数字をもっても分かります。

そして、女子硬式野球連盟によりますと、10年前の登録者は263名しかいてなかったんですが、この令和4年度登録者数は1,320名と、このように増えておりますので、これを報告させていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、向井中洋二君の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日7日から12日までの6日間を休会とし、13日午前9時から会議を開きたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会します。

（午後 2時04分）